

# ふくろい多文化共生の まちづくり計画

～ともにつくろう 地域の未来～

2019～2028年度

中間見直し(2023年度)



静岡県袋井市



# 目次

## 第1章

### 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 ..... 1ページ
- 2 計画の位置づけ ..... 1ページ
- 3 計画期間 ..... 2ページ
- 4 進行管理 ..... 2ページ

## 第2章

### 袋井市の現状と今後の取り組みポイント

- 1 外国人市民の現状 ..... 3ページ
  - (1) 外国人人口の推移
  - (2) 国籍別外国人人口
  - (3) 在留資格別外国人人口
  - (4) 年齢層別外国人人口
  - (5) 地区別外国人人口
- 2 今後の取り組みポイント ..... 6ページ

## 第3章

### 計画の方向性

- 1 基本理念 ..... 8ページ
- 2 実施主体の社会的役割 ..... 8ページ
- 3 基本方針 ..... 10ページ

## 第4章

### 実現への取り組み

- 1 施策の体系 ..... 11ページ
- 2 具体的な取り組み ..... 12ページ
  - 【基本方針Ⅰ】だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり
  - 【基本方針Ⅱ】だれもが理解しあえるまちづくり
  - 【基本方針Ⅲ】多様性を成長・発展につなげるまちづくり

## 参考資料

- 1 袋井市多文化共生推進懇話会委員名簿 ..... 17ページ
- 2 計画(中間見直し)の策定経過 ..... 18ページ

## 1 計画策定の趣旨

わが国では、1980年代以降の経済活動のグローバル化に伴い、「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が1990年に改正され、日系人に対して「定住者」資格が与えられたことにより外国人の労働者が増加したほか、研修生・技能実習生などの外国人も急増してきました。

こうした中で、国では、在留外国人の増加や定住化などによる地域社会の変化を勘案し、「多文化共生」「国際交流」や「国際協力」に次ぐ第3の柱として、地域の国際化を推進することとし、2006年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

その後、外国人を取り巻く社会情勢や社会制度は多様かつ複雑に変化しています。日本における在留外国人数は、2008年末の214万4千人余をピークに、2008年秋以降の世界的な景気低迷や、2011年3月に発生した東日本大震災の影響などにより減少に転じたものの、2013年から再び増加に転じ、2018年6月末時点での在留外国人数は263万7,251人と過去最高となっています。

また、2018年7月からは、一定の要件を満たす日系4世の受入が開始されたほか、人口減少・少子高齢化で人手不足が深刻化する中で、2019年4月には、新たな在留資格として特定技能が新設されるなど、今まで以上に在留外国人の増加、さらには外国人の長期滞在化・定住化、多国籍化が進むものと考えられます。

これらの状況を踏まえ、外国人市民は、産業経済活動の一員であるだけでなく、市や地域の活力を高める存在となることが期待されています。このためには、外国人のみならず日本人も含めたすべての人の連携・協働により、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります、より実効性の高い多文化共生施策を総合的かつ体系的に進めていくために、2019年3月に「ふくろい多文化共生のまちづくり計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

その後、国では2020年度に「地域における多文化共生推進プラン」を改訂し、静岡県においては2022年度から2025年度までを計画期間とする「ふじのくに多文化共生推進基本計画」を策定しており、近年の社会情勢や本市の外国人住民の状況を踏まえ、本計画について計画期間の中間にあたる2023年度において中間見直しを行いました。

なお、中間見直しの範囲は、第4章のうち「具体的な取り組み」及び「内容」（12ページから16ページ）とし、第2章の統計資料は最新のデータに改訂しました。

### 多文化共生とは

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。  
(2006年3月 総務省)

## 2 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「袋井市総合計画」の分野別の実施計画として位置づけるとともに、国・県・市の関連計画とも整合を図り、推進していきます。



### 3

## 計画期間

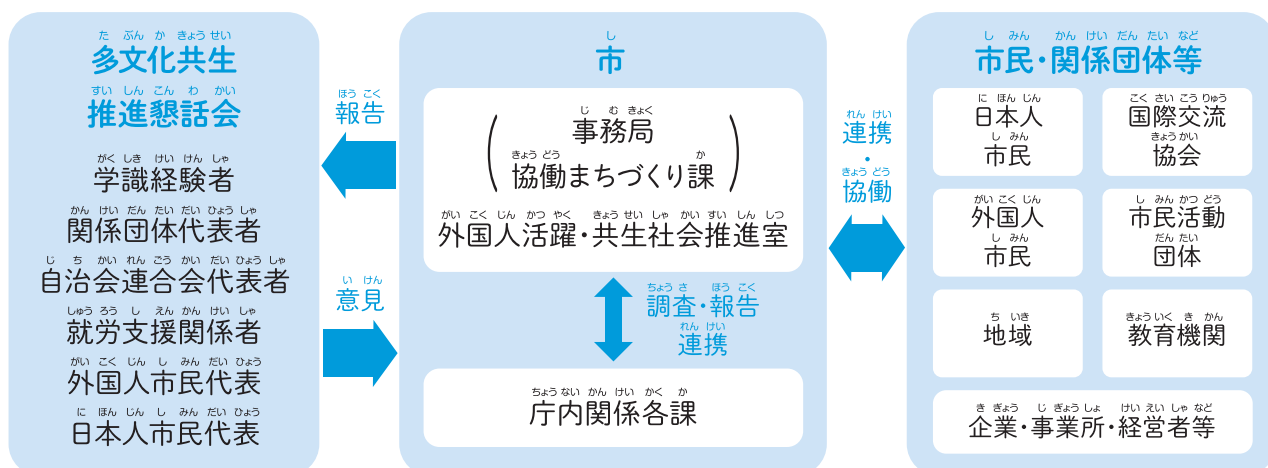
本計画は、長期継続的に取り組むことから、2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とし、2023年度には、中間見直しを行いました。

### 4

## 進行管理

本計画の各取り組みは、担当課及び関係機関が連携して実施し、毎年の実施状況を多文化共生推進懇話会に報告します。

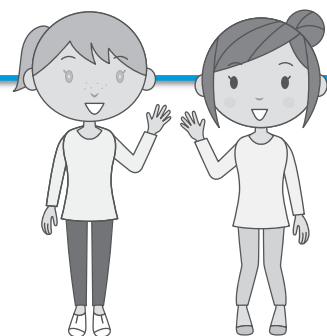
多文化共生推進懇話会は、計画の進捗状況の確認や新たな取り組みの提案などを行い、市に意見します。市は、その意見を踏まえ、施策の検討を行うなど、社会情勢の変化に対応した進行管理を行います。



### 本計画における 「外国人」とは

「外国人」は、一般的には外国籍の方を表しますが、外国にルーツを持つ日本国籍の方なども、外国籍の方と同じような課題を抱えている場合があります。

本計画の「外国人」の表記は、こうした状況に置かれている方も対象としています。

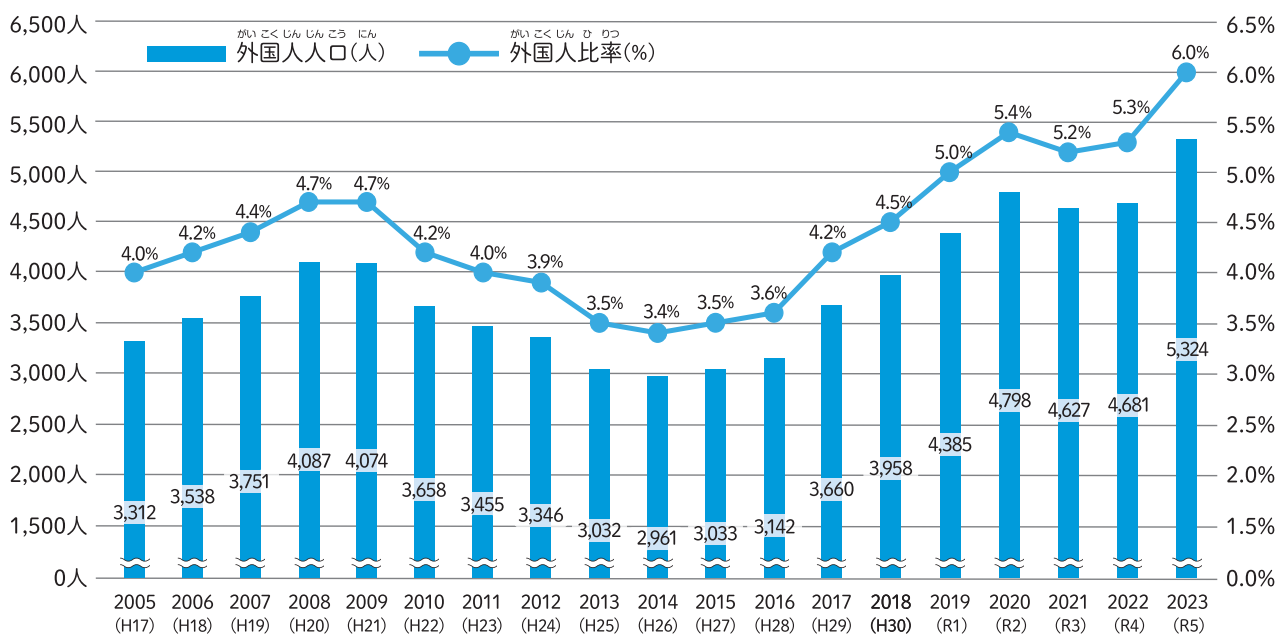


## 1 外国人市民の現状

## (1) 外国人人口の推移

本市の外国人人口は、2008(平成20)年をピーク(2008年12月1日現在:4,222人)に、その後は景気低迷や震災の影響を受け、減少が続いていましたが、2014(平成26)年から再び増加に転じ、2023(令和5)年4月1日現在では5,324人となっています。今後も社会情勢の変化や国の動向などにより、増加していくと予想されます。

袋井市の外国人市民人口及び外国人比率の推移(各年4月1日現在)



総人口に対する外国人人口の比率は、合併した2005(平成17)年以降、3.4～6.0%で推移しています。これは、静岡県内においても上位の比率となっています。

静岡県内市別外国人人口及び外国人割合一覧(2023(令和5)年4月1日現在)

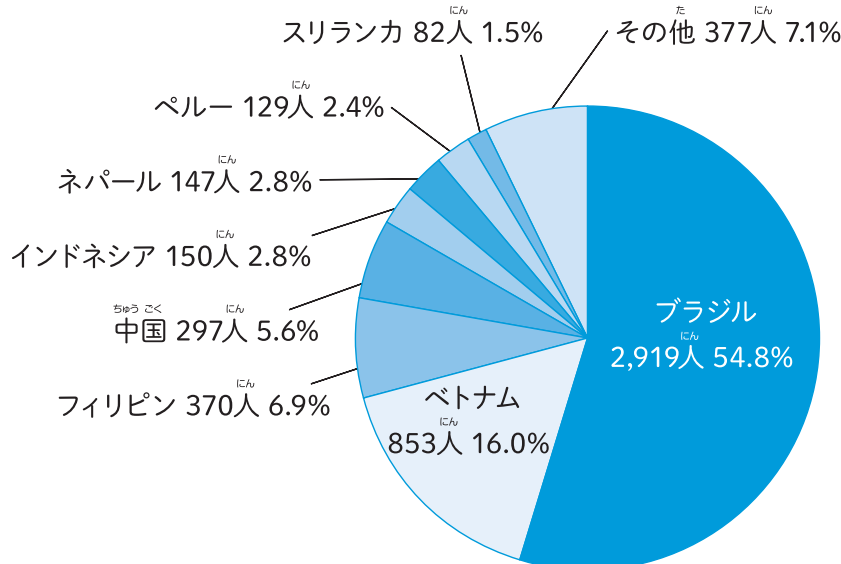
| 市      | 外国人人口(人) | 外国人割合(%) | 市       | 外国人人口(人) | 外国人割合(%) | 市        | 外国人人口(人) | 外国人割合(%) |
|--------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 菊川市  | 3,795    | 7.98     | 9 浜松市   | 27,036   | 3.42     | 17 下田市   | 328      | 1.64     |
| 2 湖西市  | 3,889    | 6.68     | 10 御殿場市 | 2,382    | 2.82     | 18 裾野市   | 762      | 1.54     |
| 3 袋井市  | 5,324    | 6.03     | 11 沼津市  | 4,755    | 2.52     | 19 伊豆の国市 | 661      | 1.41     |
| 4 磐田市  | 9,210    | 5.50     | 12 富士市  | 6,158    | 2.48     | 20 藤枝市   | 1,937    | 1.37     |
| 5 牧之原市 | 2,332    | 5.39     | 13 熱海市  | 816      | 2.38     | 21 三島市   | 1,391    | 1.30     |
| 6 掛川市  | 4,774    | 4.13     | 14 富士宮市 | 2,640    | 2.05     | 22 伊豆市   | 338      | 1.18     |
| 7 御前崎市 | 1,145    | 3.75     | 15 島田市  | 1,734    | 1.80     | 23 伊東市   | 764      | 1.16     |
| 8 焼津市  | 5,094    | 3.73     | 16 静岡市  | 11,296   | 1.66     | 県内市計     | 98,561   | 2.90     |

静岡県における外国人の住民基本台帳人口の調査結果より

## (2) 国籍別外国人人口

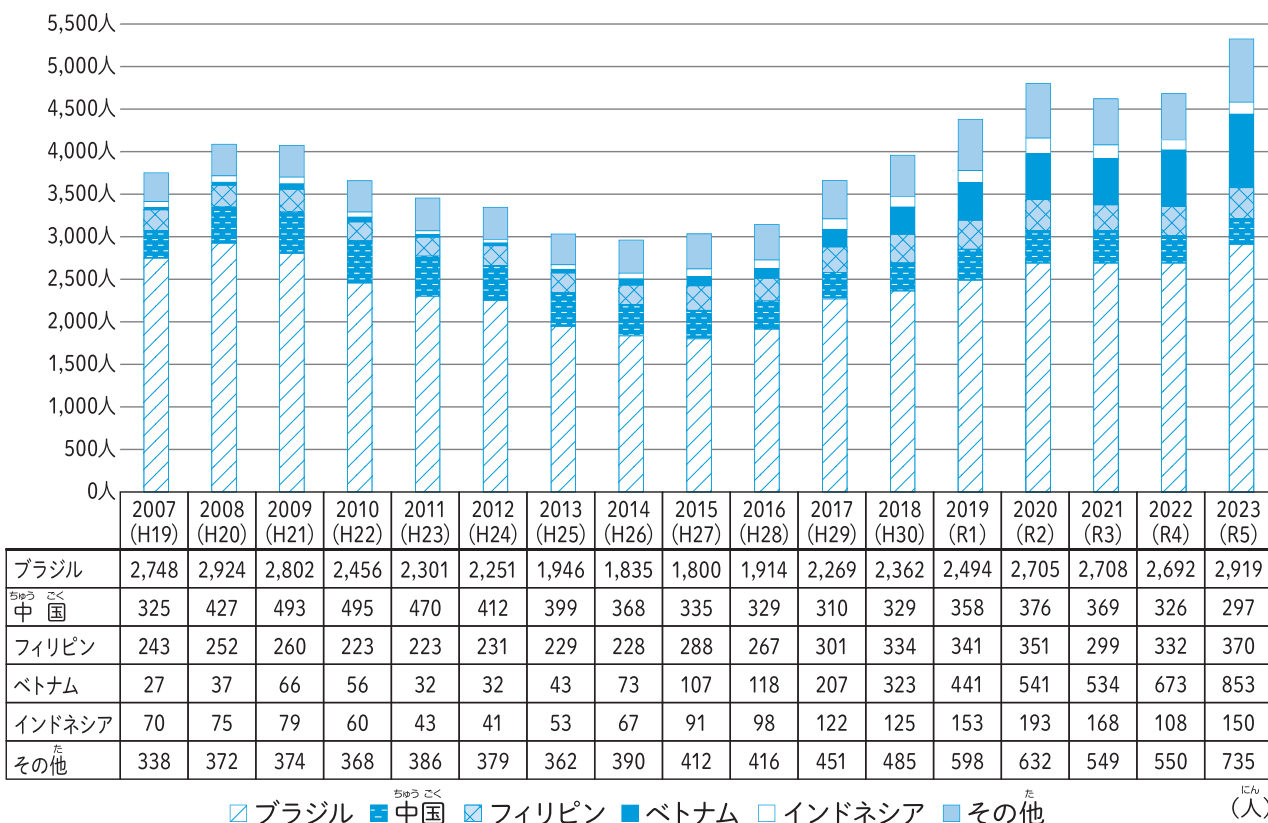
国籍別に外国人人口を見ると、2023(令和5)年4月1日現在では、41カ国の国籍の外国人が在住しています。上位の国籍を見ると、ブラジルが2,919人(54.8%)で最も多く、次いで、ベトナムが853人(16.0%)、フィリピンが370人(6.9%)、中国が297人(5.6%)、インドネシアが150人(2.8%)となっています。この上位5カ国で約86%を占めています。

袋井市の国籍別外国人人口(2023(R5)年4月1日現在)



この上位5カ国の外国人人口の推移を見ると、例年、ブラジル人が他の国籍に比べ非常に多くなっていますが、ピーク時には7割以上を占めていた比率が、5割程度まで減少するとともに、現状では、東南アジアの増加が著しく、特にベトナム人の人数は2007(平成19)年と比べ、約31倍となっています。

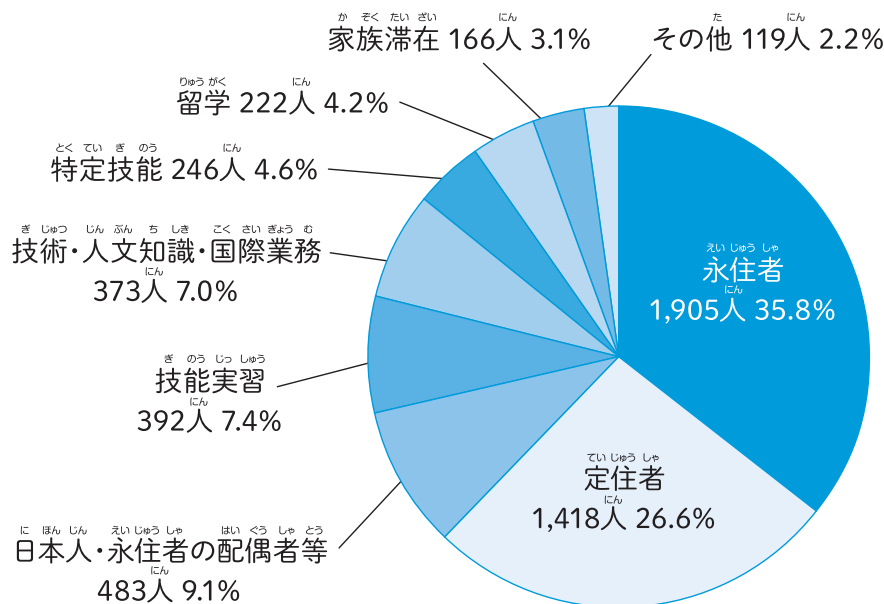
上位5カ国における袋井市の外国人人口の推移(各年4月1日現在)



### (3)在留資格別外国人人口

外国人市民の在留資格は、永住者が1,905人(35.8%)と最も多く、次いで、定住者が1,418人(26.6%)となっており、この2項目で全体の約6割を占めています。以下、日本人・永住者の配偶者等が483人(9.1%)、技能実習が392人(7.4%)、技術・人文知識・国際業務が373人(7.0%)と続いています。

袋井市の外国人市民の在留資格(2023(R5)年4月1日現在)

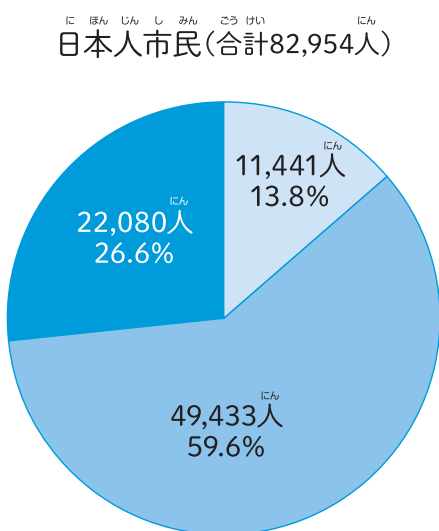


### (4)年齢層別外国人人口

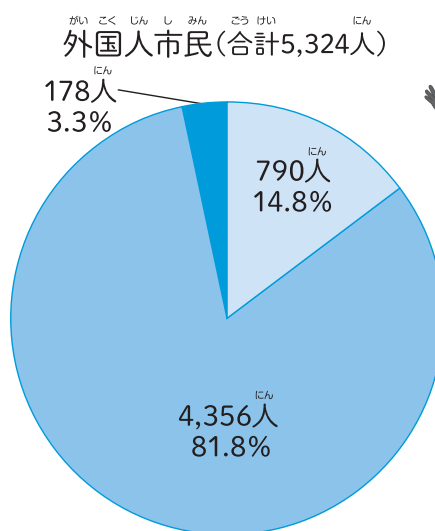
外国人市民の年齢層は、15～64歳の生産年齢人口が4,356人(81.8%)となっており、特に20歳代から30歳代が大半を占めています。

日本人市民の生産年齢人口である59.6%と比較すると、外国人市民は、若い層が多くを占めていることがわかります。

袋井市民の年齢層別人口(2023(R5)年4月1日現在)



15歳未満 15～64歳 65歳以上



15歳未満 15～64歳 65歳以上

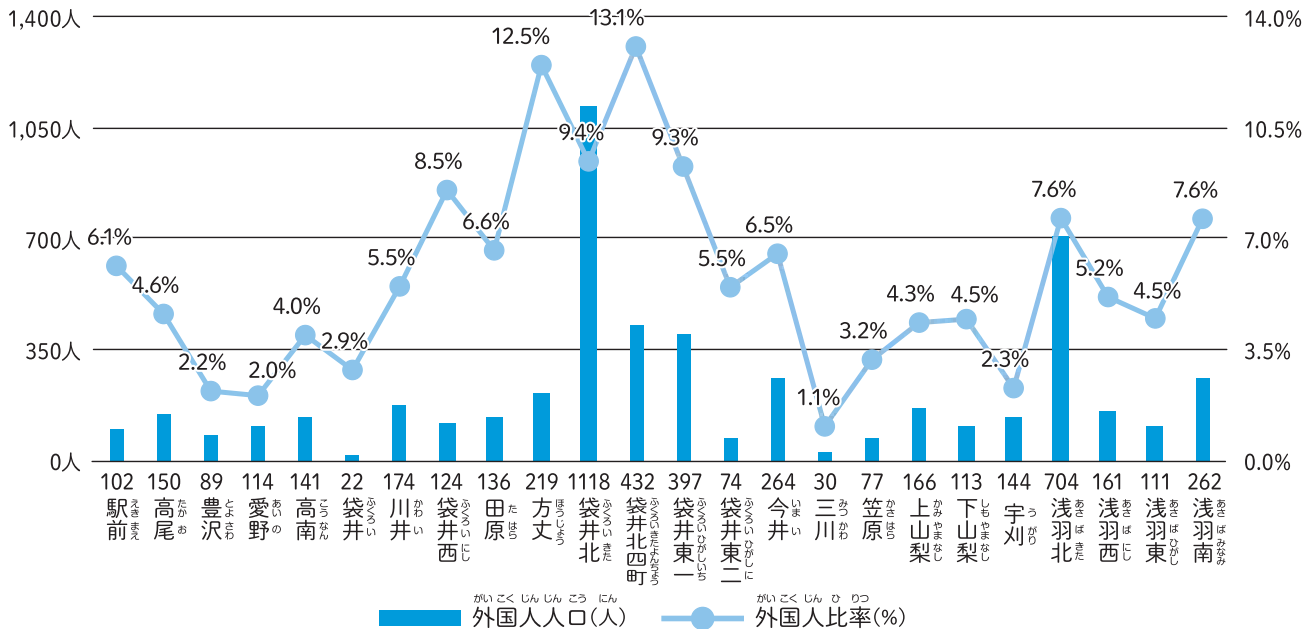




## (5) 地区別外国人人口

外国人人口が多い地区は、袋井北、浅羽北、袋井北四町、袋井東一、今井地区などで、そのうち、袋井北、袋井北四町、袋井東一地区については、外国人比率も上位となっています。

袋井市の地区別外国人人口及び比率(2023(令和5年)4月1日現在)



## 2 今後の取り組みポイント

今後、さらに外国人が増えていくことが考えられる中で、統計データや各種調査の結果、多文化共生推進懇話会の意見などから、次の5点を今後の取り組みのポイントとして整理しました。以下のことを踏まえて、具体的な取り組みにつなげていきます。

### 【情報提供・多言語化】

多国籍化が進む中で、多言語での情報発信を要望する声が多いですが、現状全ての言語に対応することが難しい状況です。また、行政サービスや医療機関の情報、災害情報など、外国人が必要と感じる情報内容や情報提供方法・媒体などを把握・整理する必要があります。

### 【コミュニケーション支援】

日本語の習得が不十分な方は、自らの意思などを日本人に伝えることが難しいほか、情報収集や制度・ルール理解なども困難になります。また、子どもにおいては、友達関係の構築や、学校での授業の理解も困難となり、その後の進学や就職にも影響を及ぼします。

これらは、在留資格などによる在住目的のほか、日本と母国との違い(日本語特有の言葉の背景や意味、学習への意識や教育制度)への理解不足などがあります。

多言語対応とともに、それぞれの国が持つ文化や考え方を踏まえた日本語教育・日本語学習機会の充実、子どもの学習支援や教育相談体制の充実が重要になります。

## 【交流機こう りゅう き会の創そう しゅつ出】

日本人に ほん じんと外国人がい こく じんとの交流機こう りゅう き会は、仕事し ごと・学校がっこうでの付き合つきあいやあいさつをする程度てい どの方が多おほく、積極せつ きよく的な交こう流りゅうはあまり行おこなわれていない現げん状じょうがあります。そのため、地ち域いきに住すんでいる外がい国こく人じんを知らなしい日本に ほん じん人おほも多く、地ち域いきのルールなどを伝つたえられていないことたがから、お互こ かいいに誤解ふ しん かんや不信感まね おそを招おそく恐れたががあります。まずは、お互かお みいの顔かんが見える関けい係ひつづくりが必ひつ要ようとなります。

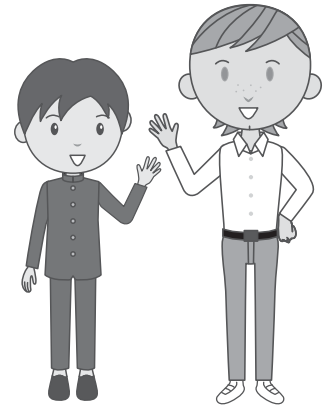
## 【推すい進しん活かつ動どう団だん体・推すい進しん活かつ動どう者しゃの確かく保ほ】

外がい国こく人じん市し民みんが暮くらしやすく、また主しゅ体たい的てきに活かつ動どうしていくためには、外がい国こく人じんを支し援えんする日本に ほん じん人ふが増あえることや、活かつ動どうに意い欲よくのある外がい国こく人じんとの連れん携けいに加くわえ、地ち域いきコミュニティがい こく じん し えん たい せいにおける外がい国こく人じん支し援えん体たい制せいや外がい国こく人じんコミュニティがい こく じんの形けい成せい、さらには行ぎょう政せいと民みん間かんとの連れん携けいなどが重じゅう要ようとなります。

現げん状じょうは、外がい国こく人じんコミュニティしも少すくなく、また外がい国こく人じんの支し援えん者しゃも一いち部ぶの日本に ほん じん人たよボランティアおほに頼たよるところが多おほく、日本に ほん じん人がい こく じん・外がい国こく人じんともに、こかうした活かつ動どうに携たすわるキきーパぱーソンの活かつ躍やくに加くわえ、行ぎょう政せいも含ふくめた相そう互ご間かんの連れん携けいの強きょう化かが必ひつ要ようとなります。

## 【若わか者ものの活かつ躍やくを通とおした多た文ぶん化か共き生せいの広ひろがり】

若わかい世せ代だいの日本に ほん じん人わは、外がい国こく人じんとのコミュニケーションせつ きよく てき けい こうに積極せつ的きよくな傾けい向こうにあります。日本に ほん じん人わかの若わか者ものが、主しゅ体たい的てきに外がい国こく人じんと関かわることで、地ち域いきと外がい国こく人じんとのパイプ役やくとなるともに、他ほかの世せ代だいへも多た文ぶん化か共き生せいをひろげていくことが期き待たいされています。



## 1 基本理念

### 一人ひとりの違いを認め合い だれもが暮らしやすく活力あるまちづくりに向け ともに考え行動する

第2次袋井市総合計画には、政策6「市民がいきいきと活躍するまちを目指します」の取り組みとして「多様な文化の創造」と定められています。「多様な文化の創造」には、日本人・外国人という枠を外し、誰もが地域に住む「市民」として認識することが重要です。

日本人と外国人とがお互いに認め合い、ともに地域社会に参画するという従来の多文化共生社会の実現【共生】に向けて着実に実施するとともに、外国人市民を地域の担い手となる貴重な人材と捉え、外国人と日本人とが相互に理解を深め、より良い関係性を築きながら、ともに発展していく地域づくり【共創】を目指していきます。

## 2 実施主体の社会的役割

多文化共生の推進には、行政だけでなく、外国人市民にとっても身近な自治会などの地域団体、多文化共生のノウハウを持っている国際交流協会や市民活動団体等、外国人市民が就労している企業など、様々な団体が、それぞれの役割やできることを考え、主体的に行動するとともに、相互に連携・協働を図りながら各種事業に取り組んでいくことが重要です。

多文化共生を効果的に推進するために、各実施主体に求められている社会的役割を示します。

### (1) 市民(日本人・外国人)、地域

多文化共生の主役は市民です。日本人と外国人だけでなく、外国人同士でも国籍などが異なれば、文化や習慣、考え方、生活ルールなどが異なります。だれもが生き生きと暮らせる多文化共生社会の実現には、市民一人ひとりが、その違いを理解し、認め合い、尊重しあうことが必要となります。

日本人市民も外国人市民も、お互いに違いを受け入れるとともに、その違いを自らの活動に取り入れ、より良い方向を目指すことが求められています。

また、自治会等の地域団体は、地域のまちづくりの基盤となっています。国籍を問わず、安全安心に生活でき、さらに魅力にあふれ活気がみなぎる地域を築くために、日頃からの交流や情報発信を活発に行い、地域に住む外国人市民との相互理解を促すとともに、外国人市民の地域活動への参加を促進することが求められます。

## (2) 国際交流協会・市民活動団体・教育機関等

国際交流協会をはじめとする民間団体や市民活動団体は、袋井市の国際交流・多文化共生を担う主要団体です。団体の持っている多くの情報やノウハウ、ネットワークを活用し、外国人市民への支援や、人材の育成、さらには外国人市民と日本人市民とをつなぐ様々な活動が求められます。

また、高校や大学、日本語学校などの教育機関は、外国人の学生に対し、国際交流・多文化共生への理解促進や、円滑に生活できるための日本文化や生活ルールの周知などが望まれます。

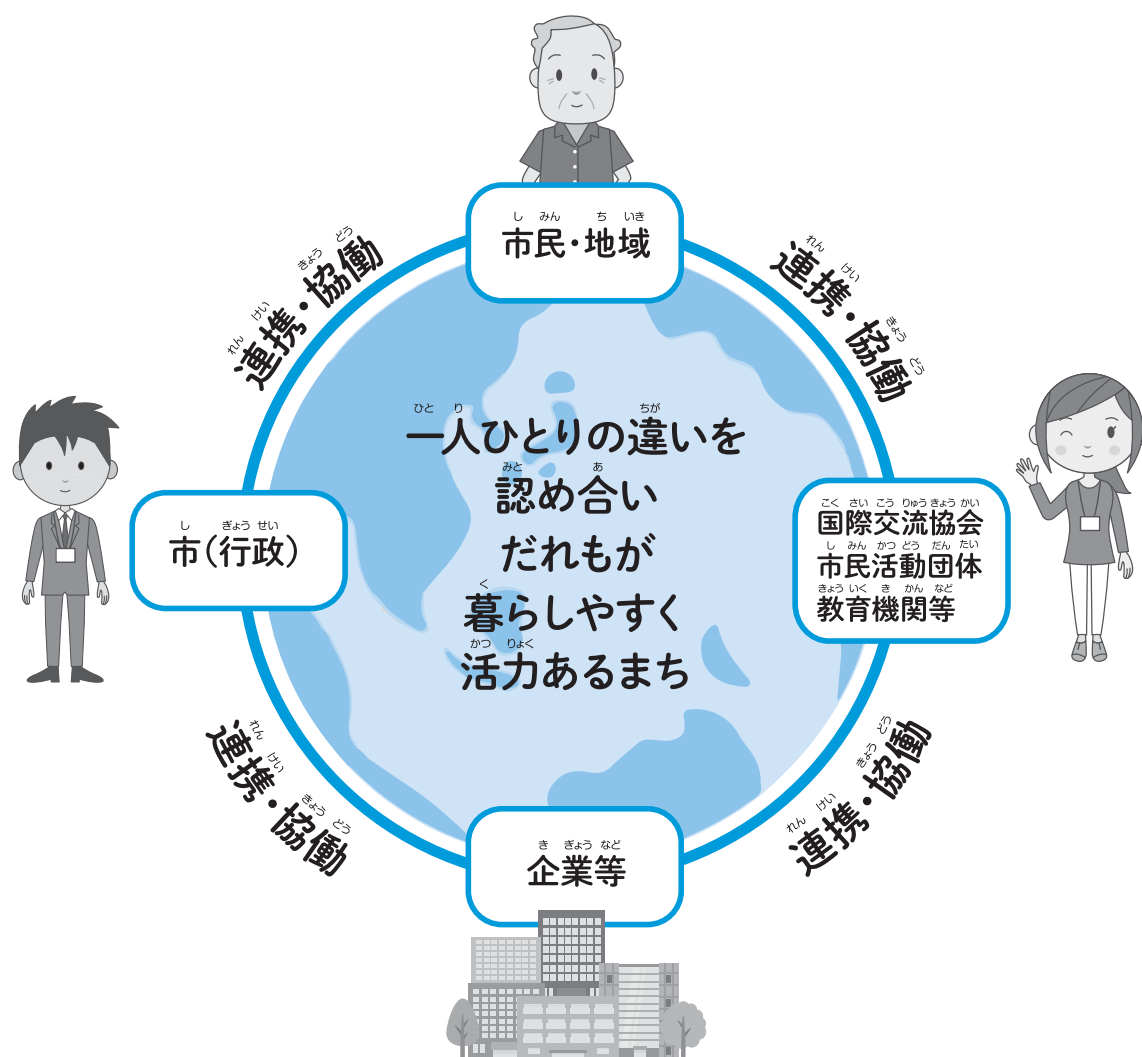
## (3) 企業・事業所・経営者等

就労している外国人は、地域の経済活動をともに支える一員であるとともに、地域社会の構成員です。企業・事業所・経営者等は、労働関係法令の遵守に努めるほか、外国人が働きやすい労働環境の整備や、日本社会への適応促進への支援などが求められます。

また、2019年に施行した「日本語教育の推進に関する法律」では、国、地方公共団体に加え、事業主の責務が明確化されたことから、就労面における日本語教育についても更に推進していくことが求められています。

## (4) 市(行政)

市及び教育委員会は、本計画に掲げる基本理念・基本方針に基づいて、模範となるべく、率先して具体的な施策に取り組むとともに、地域や民間団体、企業等との情報共有など、連携や協働を図ることで、多文化共生を推進していきます。



基本理念の実現を目指すため、次のとおり基本方針を定めます。

## I だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

言語や生活スタイルの違いに関わらず、だれもが同じ地域に住む一員として、「ともに」安全・安心に暮らすことができるまちづくりに取り組んでいきます。

## II だれもが理解しあえるまちづくり

次世代を担う子どもから地域の即戦力となる大人まで、全ての市民がコミュニケーションを通して、多文化への理解を「ともに」深め、尊重しあうことができるまちづくりに取り組んでいきます。

## III 多様性を成長・発展につなげるまちづくり

外国人が持つ多様性を地域の成長の原動力と捉え、その多様性と日本人の地域社会が融合することで、新たな文化を「ともに」創ることができるまちづくりに取り組んでいきます。



1 施策の体系

基本理念

一人ひとりの違いを認め合い、だれもが暮らしやすく  
活力あるまちづくりに向け、ともに考え行動する

基本方針

各実施主体が、基本理念の実現を目指すための3つの方針

I  
だれもが安全・安心に  
暮らせるまちづくり

II  
だれもが理解しあえる  
まちづくり

III  
多様性を成長・発展に  
つなげるまちづくり

取組項目

行政の取組項目であるとともに、各実施主体が社会的役割をもとに主体的に行動するための参考となる項目

（太枠）=重点項目

1 情報発信の充実

2 外国人対応窓口の充実

3 防災・防犯・交通安全の啓発

4 労働環境の整備

1 教育環境の充実

2 日本語の学習支援

3 多文化共生の担い手、人づくり

1 外国人の地域参加の促進

2 多文化共生の意識向上

3 交流事業を通じた相互理解

《外国人対象》  
居住年数に応じた  
施策の強弱(◎>○)  
※長期:約5年以上  
短期:約5年未満  
《日本人対象》  
◆:日本人(市民等)にも  
求められる分野

| 外国人対象<br>（滞在期間）  | 外国人対象<br>長期 | 外国人対象<br>短期 | 日本人<br>対象 |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  | 長期          | 短期          | 対象        |
| 1 情報発信の充実        | ○           | ◎           |           |
| 2 外国人対応窓口の充実     | ○           | ◎           |           |
| 3 防災・防犯・交通安全の啓発  | ◎           | ◎           |           |
| 4 労働環境の整備        | ○           | ○           | ◆         |
| 1 教育環境の充実        | ○           | ◎           |           |
| 2 日本語の学習支援       | ○           | ◎           | ◆         |
| 3 多文化共生の担い手、人づくり | ◎           | ○           | ◆         |
| 1 外国人の地域参加の促進    | ◎           | ○           | ◆         |
| 2 多文化共生の意識向上     | ◎           | ◎           | ◆         |
| 3 交流事業を通じた相互理解   | ◎           | ◎           | ◆         |

【取り組みにあたってのポイント】

- ・多言語での情報提供
- ・外国人が必要と感じる情報内容や情報提供方法・媒体などの把握・整理
- ・各国が持つ文化や考え方を踏まえた日本語教育・日本語学習機会や学習支援・教育相談体制の充実
- ・お互いの顔が見える関係づくり
- ・日本人、外国人それぞれのキーパーソンの活躍・相互間の連携
- ・若者の活躍を通じた多文化共生の広がり

## 2

## 具体的な取り組み

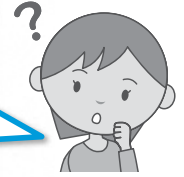
## 【基本方針Ⅰ】 だれもが安全・安心に暮らせるまちづくり

## 《取組項目1》情報発信の充実

日本語の習得が十分でない外国人市民が、日常生活を安心して過ごすことができるよう、行政サービスに関する情報や生活していく上で必要な情報を、多言語ややさしい日本語を用いて、幅広い媒体により提供していきます。

## やさしい日本語とは？

普段使われている言葉を、外国人にも分かりやすいように配慮した簡単な日本語のことです。



| 具体的な取り組み                     | 内容                                           | 担当課・関係団体        |
|------------------------------|----------------------------------------------|-----------------|
| (1) 多言語・やさしい日本語による情報提供の推進、充実 | ① 多言語版広報ふくろいの周知、内容の充実                        | 協働まちづくり課        |
|                              | ② ホームページ等による行政情報(生活・行政サービス等)の周知(多言語・やさしい日本語) | 企画政策課           |
|                              | ③ SNSを利用した情報発信と情報拡散に協力いただける団体等への呼びかけ         | 協働まちづくり課        |
|                              | ④ 各種行政情報等の多言語・やさしい日本語                        | 各課              |
|                              | ⑤ 転入時による行政情報の周知(多言語・やさしい日本語)                 | 各課              |
|                              | ⑥ 図書館における外国語蔵書の充実・活用                         | 図書館             |
|                              | ⑦ 市職員や市民に対する研修・啓発                            | 総務課<br>協働まちづくり課 |

## 《取組項目2》外国人対応窓口の充実

市役所窓口等において、外国人市民に対しても日本人市民と同じように行政情報や行政サービスを確実に提供するために、通訳・翻訳職員の配置の充実とともに職員間の情報共有に努めるほか、デジタル技術の進化に伴う翻訳アプリなどの積極的活用を図ります。

また、外国人市民が生活していく上で生じる、多岐にわたる悩み事や相談に気軽に応じることができる相談窓口の充実に努めます。

| 具体的な取り組み                     | 内容                           | 担当課・関係団体                                        |
|------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------------|
| (1)各所属窓口及び<br>外国人相談窓口の<br>充実 | ⑧各所属窓口によるやさしい日本語等での<br>対応充実  | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>かく か<br>各課                 |
|                              | ⑨通訳による確実・円滑なサービス提供           | かく か<br>各課                                      |
|                              | ⑩市通訳職員の育成及び情報共有              | そう む か<br>総務課<br>かく か<br>各課                     |
|                              | ⑪外国人相談窓口の周知・充実               | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
|                              | ⑫各種行政サービスの周知                 | かく か<br>各課                                      |
| (2)デジタルを活用した<br>窓口の充実        | ⑬翻訳アプリ等のデジタル技術の活用            | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>かく か<br>各課                 |
|                              | ⑭デジタル技術を活用した窓口の多言語<br>対応等の充実 | かく か<br>各課                                      |

## 《取組項目3》防災・防犯・交通安全の啓発

外国人市民が危機管理に関する情報を入手し適切な行動がとれるよう、災害に関する知識や防災意識の向上を図るとともに、必要な情報を発信できる体制を整えます。

また、外国人市民への防犯・交通安全のルールの周知・啓発に取り組みます。

| 具体的な取り組み                  | 内容                                             | 担当課・関係団体                                                            |
|---------------------------|------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| (1)防災意識の啓発                | ⑮講座等による防災基礎知識の習得                               | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>き きかんりか<br>危機管理課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
|                           | ⑯地域防災訓練への参加促進                                  | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>き きかんりか<br>危機管理課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
|                           | ⑰防災に関する各種資料の多言語・<br>やさしい日本語                    | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>き きかんりか<br>危機管理課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
| (2)危機管理を踏まえた<br>情報発信体制の充実 | ⑱県災害時多言語支援センターとの連携及び災害<br>対策本部地域対応班外国人支援係の機能充実 | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>き きかんりか<br>危機管理課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
|                           | ⑲感染症対策や災害時の情報伝達媒体の多言語・<br>やさしい日本語              | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>き きかんりか<br>危機管理課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
|                           | ⑳災害時に活躍できる人材(日本人・外国人)の<br>把握・育成                | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>き きかんりか<br>危機管理課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
|                           | ㉑静岡県防災アプリ等情報ツールの登録促進                           | きょうどう<br>協働まちづくり課<br>き きかんりか<br>危機管理課<br>こく さい こうりゅうきょうかい<br>国際交流協会 |
|                           | ㉒講座等による防犯・交通安全基礎知識の習得                          | きょうどう<br>協働まちづくり課                                                   |
| (3)防犯・交通安全意識の<br>啓発       | ㉓防犯・交通安全に関する各種資料の多言語・やさしい日本語                   | きょうどう<br>協働まちづくり課                                                   |

## <<取組項目4>>労働環境の整備

外国人市民の安定した就労及び労働意欲の向上が図られるよう、ハローワーク等の関係機関との連携や外国人受入環境の充実など企業の多文化共生に向けた連携に努めます。

| 具体的な取り組み      | 内容                                  | 担当課・関係団体            |
|---------------|-------------------------------------|---------------------|
| (1)関係機関との連携   | ②4ハローワークとの連携による袋井外国人総合相談コーナーの周知及び充実 | 産業未来課               |
|               | ②5商工会議所、商工会、関係団体等との連携               | 協働まちづくり課<br>産業未来課   |
|               | ②6外国人受入企業等を対象とした講座等の実施による関係の構築      | 協働まちづくり課<br>産業未来課   |
| (2)外国人受入環境の充実 | ②7企業や就労している外国人との意見交換の実施             | 協働まちづくり課<br>産業未来課   |
|               | ②8企業の多文化共生に向けた連携                    | 協働まちづくり課<br>外国人雇用企業 |

## 【基本方針Ⅱ】だれもが理解しあえるまちづくり

### <<取組項目1>>教育環境の充実

外国人市民の子どもに寄り添った学習支援や相談体制の充実を図るとともに、誰もが将来の夢を描いて進路選択できるよう教育環境の充実を図ります。また、保護者に対しても日本の教育制度や教育の重要性を周知するなど、様々な場面を捉えて意識の啓発や理解の促進に努めます。

| 具体的な取り組み                | 内容                                  | 担当課・関係団体        |
|-------------------------|-------------------------------------|-----------------|
| (1)外国人園児・児童・生徒への支援体制の充実 | ②9多様化する園児・児童・生徒への支援の充実(初期支援・支援員派遣等) | 学校教育課<br>子ども未来課 |
|                         | ③0幼・保・小中学校における生活への適応支援の充実           | 学校教育課<br>子ども未来課 |
|                         | ③1コミュニケーションを図る体制の充実                 | 学校教育課<br>子ども未来課 |
| (2)外国人保護者に対する支援体制の充実    | ③2日本の教育制度、学校生活、進学等に関する意識啓発          | 学校教育課<br>子ども未来課 |
|                         | ③3日本の教育制度に関する案内等情報提供の推進             | 学校教育課<br>子ども未来課 |
|                         | ③4各種通知等の翻訳・やさしい日本語                  | 学校教育課<br>子ども未来課 |

### <<取組項目2>>日本語の学習支援

外国人市民が地域や職場などで能力や個性を発揮し安定した生活を送るには、日本語の習得はとても重要です。日本語を身に付けると地域や職場などにおけるコミュニケーションの充実にもつながることから、継続的に日本語を学習する機会を提供するとともに、日本語有資格者等との協力体制の充実やボランティアの育成に努めます。

| 具体的な取り組み       | 内容                       | 担当課・関係団体           |
|----------------|--------------------------|--------------------|
| (1)日本語の学習機会の提供 | ③5日本語教室の実施及び支援           | 協働まちづくり課           |
|                | ③6関係機関との連携               | 各課<br>国際交流協会       |
|                | ③7日本語教室の周知と習得意欲の促進       | 協働まちづくり課<br>国際交流協会 |
| (2)日本語サポーターの育成 | ③8日本語サポーター(ボランティア)の養成    | 協働まちづくり課<br>国際交流協会 |
|                | ③9日本語有資格者や母語支援者との協力体制の充実 | 協働まちづくり課<br>国際交流協会 |

## 《取組項目3》多文化共生の担い手、人づくり

多文化共生の推進の担い手となる市民団体やボランティア、地域や企業で活躍するキーパーソン(日本人・外国人)、外国人ネットワークの掘り起こし・連携、さらには、日本人市民と外国人市民とをつなぐコーディネーターの確保・育成を図ります。

| 具体的な取り組み                             | 内容                                       | 担当課・関係団体           |
|--------------------------------------|------------------------------------------|--------------------|
| (1)多文化共生に取り組む<br>人材や団体の発掘・育成<br>及び連携 | ④0 市民団体・ボランティア・コーディネーターの人材確保に向けた支援と連携の促進 | 協働まちづくり課           |
|                                      | ④1 地域で活躍する外国人の紹介                         | 協働まちづくり課           |
|                                      | ④2 外国人市民による各種活動への協力・支援                   | 協働まちづくり課           |
|                                      | ④3 外国人コミュニティとの連携強化                       | 協働まちづくり課<br>国際交流協会 |
|                                      | ④4 地域や企業で活躍するキーパーソンの発掘・育成                | 協働まちづくり課<br>国際交流協会 |



## 【基本方針Ⅲ】 多様性を成長・発展につなげるまちづくり

### 《取組項目1》外国人の地域参加の促進

外国には自治会のような組織がないことから、自治会制度をはじめとした地域活動について周知するとともに、地域に住む外国人キーパーソンなどを中心として、自治会などでの活躍の場を提供するなど、外国人市民も地域の一構成員であるという視点を持ち、地域活動へ参画していける仕組みづくりを進めます。

| 具体的な取り組み                     | 内容                                       | 担当課・関係団体        |
|------------------------------|------------------------------------------|-----------------|
| (1) 地域活動への理解と<br>加入・参加促進     | ④5 各種通知等の翻訳・やさしい日本語                      | 協働まちづくり課        |
|                              | ④6 自治会をはじめとした地域活動の目的・制度・ルール等の周知と加入・参加の促進 | 協働まちづくり課        |
| (2) 外国人とのコミュニケーション<br>ツールの提供 | ④7 翻訳アプリなどのデジタル技術や指差し会話などによる情報提供         | 協働まちづくり課        |
| (3) 外国人市民の審議会等への登用           | ④8 市正規職員や各種審議会等への外国人の積極的登用の実施            | 総務課<br>協働まちづくり課 |



## とく ぐみ こう もく た ふん か きょう せい い しき こう じょう ≪取組項目2≫多文化共生の意識向上

に ほん じん し みん がい こく じん し みん あいだ こと ば ふん か しゅう かん ちが ぐわ ふ そく  
 日本人市民と外国人市民との間には、言葉や文化、習慣などの違いに加え、コミュニケーションの不足から、誤解やトラブル、さらには偏見や差別などが生じることがあります。外国人市民も地域で暮らす一人の市民であるという意識を高めるため、相互理解につながる取組を推進します。

| く たい てき と く<br>具体的な取り組み                | ない よう<br>内容                                                         | たん どう か かん けい だん たい<br>担当課・関係団体                       |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (1) た ふん か きょう せい けい ぱつ<br>(1)多文化共生の啓発 | ④9 かく しゅ こう ざ など けい ぱつ とお<br>各種講座やイベント等における啓発を通した<br>相互理解の促進        | きょう どう か<br>協働まちづくり課<br>こく さい こう りゅう きょう かい<br>国際交流協会 |
|                                        | ⑤0 まど ぐち かく しゅ など とお に ほん ふん か<br>窓口や各種イベント等を通した日本の文化、<br>慣習などの理解促進 | かく か<br>各課<br>こく さい こう りゅう きょう かい<br>国際交流協会           |

## とり ぐみ こう もく こう りゅう し ぎょう とお そう こ り かい ≪取組項目3≫交流事業を通した相互理解

ほん し ねん  
 本市では、2019年のラグビーワールドカップを機会に、「まちの国際化」の推進に取り組み、様々な異文化交流事業を実施しています。これを本市の強みと捉え、市や国際交流協会による日本人と外国人との交流事業の実施や、外国人が参加できる地域イベントの支援など、様々な交流機会の創出に加え、海外姉妹都市等との交流を通して幅広い世代による相互理解を深めていきます。

| く たい てき と く<br>具体的な取り組み                              | ない よう<br>内容                                                                          | たん どう か かん けい だん たい<br>担当課・関係団体                       |
|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| (1) に ほん じん がい こく じん<br>(1)日本人と外国人との<br>交流事業の実施      | ⑤1 し こく さい こう りゅう きょう かい ち いき こう りゅう し ぎょう<br>市、国際交流協会、地域イベントによる交流事業の<br>実施、外国人の参加促進 | きょう どう か<br>協働まちづくり課<br>こく さい こう りゅう きょう かい<br>国際交流協会 |
|                                                      | ⑤2 がい がい し まい と し しよ がい こく こう りゅう し ぎょう じっ し<br>海外姉妹都市や諸外国との交流事業の実施                  | きょう どう か<br>協働まちづくり課<br>こく さい こう りゅう きょう かい<br>国際交流協会 |
| (2) がい こく じん みずか ふん か<br>(2)外国人が自らの文化を<br>発信できる機会の創出 | ⑤3 げん ご しよく おど しよ がい こく ふん か ぱっ せん<br>言語や食・踊りなど、諸外国の文化が発信できる<br>機会の創出                | きょう どう か<br>協働まちづくり課<br>こく さい こう りゅう きょう かい<br>国際交流協会 |

たん どう か かん けい だん たい どう しょ と く けん いん やく わり にな もの  
 「担当課・関係団体」は、当初に取り組みを牽引する役割を担う者とし、  
 各実施主体の参画を促していきます。



# 1 袋井市多文化共生推進懇話会委員名簿

ちゅう かん み なお ねん ど  
中間見直し(2023年度)

| 氏 名        | 選出区分                | 所 属         |
|------------|---------------------|-------------|
| 高畑 幸       | 学識経験を有する者           | 静岡県立大学      |
| 十朱 寧       | 学識経験を有する者           | 静岡理工科大学     |
| 八木 榮次      | 国際交流又は多文化共生関係団体の代表者 | 株式会社タクシン    |
| 鈴木 美智子     | 国際交流又は多文化共生関係団体の代表者 | 袋井国際交流協会    |
| 鈴木 茂       | 自治会連合会の代表者          | 自治会連合会(袋井北) |
| 松下 雅由      | 自治会連合会の代表者          | 自治会連合会(浅羽南) |
| 小川 加寿史     | 事業所の代表者             | 株式会社武蔵野東海工場 |
| 内野 雅代      | 商工会議所の代表者           | 袋井商工会議所     |
| 角川 重晴      | 市民の代表者              |             |
| チョン 久美子    | 市民の代表者              |             |
| ドアン ソン トウン | 市民の代表者              |             |
| 米良 栄子      | 市民の代表者              |             |

## 2 計画(中間見直し)の策定経過

| ねん がつ び<br>年月日   | かい ぎ など<br>会議等                                                           | ない よう<br>内 容                            |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 2023.7.25        | ふくろ い し ぎ かい そう む い いん かい<br>袋井市議会総務委員会                                  | み なお がい よう かん きよう ぎ<br>見直しの概要に関する協議     |
| 2023.8.22        | れい わ ねん ど<br>令和5年度<br>だい かい た ぶん か きよう せい ずい しん こん わ かい<br>第1回多文化共生推進懇話会 | み なお あん かん きよう ぎ<br>見直し案に関する協議          |
| 2023.10.24       | ふくろ い し ぎ かい そう む い いん かい<br>袋井市議会総務委員会                                  | み なお あん かん きよう ぎ<br>見直し案に関する協議          |
| 2023.11.14～12.13 | パブリックコメント実施<br>じっ し                                                      |                                         |
| 2024.2.7         | れい わ ねん ど<br>令和5年度<br>だい かい た ぶん か きよう せい ずい しん こん わ かい<br>第2回多文化共生推進懇話会 | み なお さい しゅう あん かん きよう ぎ<br>見直し最終案に関する協議 |
| 2024.3.4         | ふくろ い し ぎ かい そう む い いん かい<br>袋井市議会総務委員会                                  | み なお さい しゅう あん かん きよう ぎ<br>見直し最終案に関する協議 |

ふくろい<sup>た ふん か きょう せい</sup>多文化共生のまちづくり<sup>けい かく</sup>計画  
(2019~2028<sup>ねん ど</sup>年度)  
中間見直し<sup>ちゅう かん み なお</sup>(2023<sup>ねん ど</sup>年度)

---

編集・発行<sup>へん しゅう はつ こう</sup> 袋井市総務部協働まちづくり課<sup>ふくろ い し そう む ぶ きょう どう か</sup>  
〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1<sup>ふくろ い し あら や いっ ちよう め ばん ち</sup>  
TEL／0538-44-3138  
E-mail [shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp](mailto:shimin-kyodo@city.fukuroi.shizuoka.jp)  
発行年月<sup>はつ こう ねん げつ</sup> 2024(令和6)年3月<sup>れい わ ねん がつ</sup>





